限度額設定型貿易保険の取扱いについて

平成29年４月１日　17‐制度‐00085
沿革　令和４年６月17日　一部改正

限度額設定型貿易保険約款（平成29年４月１日　17‐制度‐00004）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。

記

１．てん補対象となる輸出契約等の相手方等（以下「相手方」という。）の条件は次に掲げるものとする。

(1)　相手方と支払人が同一であること
(2)　相手方が、海外商社名簿について（平成29年４月１日　17‐制度‐00074）第１条に基づき作成された海外商社名簿のＧＳ格、ＧＡ格若しくはＧＥ格又はＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格若しくはＥＦ格に格付けされたものであること
(3)　相手方が所在する国又は地域及び仕向国が、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。以下「国別引受方針」という。）の『引受態度』欄において「引受可能」又は「条件付引受」と記載のある国（日本貿易保険が別に定める国カテゴリーがＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ又はＧのいずれかである国）であること
(4)　相手方が所在する国又は地域及び仕向国が、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国である場合は、輸出契約等の契約金額が、国別引受方針の『案件枠（億円）』欄の金額の範囲内であること

附　則〔抄〕
附　則〔令和４年６月17日〕
この改正は、令和４年７月１日から実施する。